

- 小学生・保護者版 -

ちゃんと知って みんなで考えよう!

こ
かんりじょうやく
子どもの権利条約



芦屋市

こ 子ともの権利条約とは

すべての子どもの幸せを願って、世界の国と国とが約束ごとを決めました。それが「子どもの権利条約」です。

18歳未満を「児童（子ども）」として、「子どもが大人になるまでには、たくさんの大人の助けが必要」とする考え方でつくられています。

自分を大切にして、また他の人のことも大切にしなければいけません。

たとえば、条約では、自分の意見を言うことができるということも約束されていますが、自分の意見ばかり言って他の人を困らせたり、つらい目をさせてはいけません。みんなと仲良くできることが大切です。条約は全部で54条もありますが、ここではみなさんに特に知つてほしいものを選んでいます。

それぞれどんなことが決められているかをいっしょに学び、みんなが楽しく安心して暮らせるためにはどうしたらよいのかを考えてみましょう！



「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、世界中の子どもが健やかに成長できるようにとの願いを込めて、1989（平成元）年11月に国際連合の総会で採択され、日本は1994（平成6）年にこの条約を結んでいます。

こどもの権利条約の全文は、日本ユニセフ協会のホームページ
https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig_all.htmlから見ることができます。

（条文の表記は、日本ユニセフ協会の抄訳を参考にしています。）



い　けんり 生きる権利

こ　　ひと　　たいせつ
子どもたちは、すべての人から大切にされ、
　　あい　　そだ
愛され、すくすくと育つことができます。

だい　じょう　こ
第 3条　子どもにとってよいことを
おとな　こ
大人は子どもにとって、もっとも
かんが
よいことを考えなければいけません。



だい　じょう　おや　ほごしゃ　いけん　たいせつ
第 5条 親(保護者)の意見は大切にされます

おや　ほごしゃ　こ　　こころ　　せいちょう　あ　　せわ
親(保護者)は、子どもの心やからだの成長に合わせた世話をしたり、
い　　ひつよう　　いけん　　たいせつ
意見をしたりすることが必要です。その意見は大切にされます。

大人はひとりひとりの子どもの個性を大切にし、心やからだの発達に合わせて、関わっていくことが大切です。

だい　じょう　い　　けんり　そだ　けんり
第 6条 生きる権利・育つ権利

こ　　い　　い
すべての子どもは、生き生きと
せいちょう
成長することができます。



まも けんり **守られる権利**

じぶん ちが ひと
自分と違ういろいろな人がいます。

ひと たいせつ
そのすべての人が大切にされなければいけません。

だい じょう **第 19条 ひどいめにあわされたりしないこと**

こ ぼうりょく
子どもが暴力をふるわれたり、ひどいめにあわされたりしないように
おとな きょうりょく こ たす まも
大人は協力して子どもを助け、守らなければいけません。



子どもたちが虐待や危険な目にあっていないか、自分の子どもだけでなく、周りの子どもに対しても、多くの大人が目を配り、守ってあげたいですね。

だい じょう じぶん ちが ひと **第 30条 自分と違ういろいろな人**

せかい くに ちが ひと しょう ひと ひと ひと
世界には、国が違う人、障がいのある人・ない人など、いろいろな人が
す 住んでいます。

じぶん ちが ひと ちが く ひと
自分のまわりにいる違う考え方の人や、違う暮らししかたをしている人とも、
なかよ 仲良くしなくてはいけません。

そだ けんり 育つ権利

まな じぶん かんが じゅう い
学んだい、自分の考え方などを自由に言えます。

やす あそ たいせつ
休んだい、遊んだいすることも大切です。

だい じょう しよう こ 第 23条 障がいのある子ども

しょう ひと ひと ひと
障がいのある人も、その人がその人らしく
く きょうりょく まも
暮らせるように、みんなで協力して、守って
いかなくてはいけません。



すべての子どもが差別なく、ともに守られ、成長していける社会をつくりたいですね。他人と比較するのではなく、その子の個性を認め、守り育てましょう。

だい じょう こ べんきょう 第 28条 子どもはだれでも、勉強することができます

たいせつ
だれでもが大切にされなければなりません。すべての子どもは学びたい
まな
ことを学ぶことができます。そしてみんなにそのチャンスがあります。

ときには身近な子どもの行動に対しても
大人として注意や助言をおこなうことが
必要です。



一番やりたいことは何か？
子どもと話したことはありますか？
子どものためと思い、大人の意見を押し付けていませんか？ちゃんと話し合う時間を作り、互いの理解を深めましょう。

だい じょう あそ やす 第 31条 遊んだり、休んだりできること

とも あそ やす
友だちと遊んだり、ゆっくり休んだり、
おんがく き じゅう じかん
すてきな音楽を聞いたりする自由な時間を
もつことができます。

さんか けんり 参加する権利

とも おとな じぶん かんが
友だちだけでなく、大人にも、自分の考え方を
い じぶん あらわ
しっかり言えたり、自分のしたいことを表したりできます。

だい じょう じぶん かんが い 第 12条 自分の考え方を言うこと

じぶん じゅう い あらわ
自分のことを自由に言ったり表したりすることができます。ですが、相手
はなし き ひと めいわく
の話もきちんと聞き、ほかの人に迷惑をかけてはいけません。



だい じょう まも 第 16条 ひみつにしたいことは守られます

ひみつにしていることをむりやり見たり、知ったりすることは、よくないこと
ひと
です。ほかの人にもしてはいけません。



保護者の皆さんへ



世界の中のそれぞれの国では、戦争や飢え、災害などにより、多くの子どもたちが犠牲になっています。また、戦争もなく、経済的に豊かだと思われている国でも、いじめなどのそれぞれの事情で、悩み・苦しんでいる子どももいます。

子どもが大人に成長するまでには、それぞれの時期に、子どもの発達や生活環境に合わせた適切な支援を行うことが必要です。

この条約では、子どもの人としての尊厳、人としての権利である基本的人権を尊重し、子どもがどのように守られ、大切にされなければならないかということを明らかにされています。

その基本には、すべての人は同じように大切にされなければならないという考え方があります。

そのためには、それが自分のもつ権利を知るとともに、権利を主張するためには、果たすべき責任を伴っている場合があるということやルールを守ることも同じく学ぶことが大切になります。

すべての人が、安心して楽しく暮らせる社会にするためには、国も、大人も子どもも、みんなが意識して、協力し、努力する必要があります。それが自分の立場で何をするべきか、何ができるかなど、親子では是非話し合ってみてください。

なお、令和5年4月から、こども政策を総合的に推進することを目的として、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めたこども基本法ができました。

こども基本法の内容は、こども家庭庁のホームページから見ることができます。<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon/>

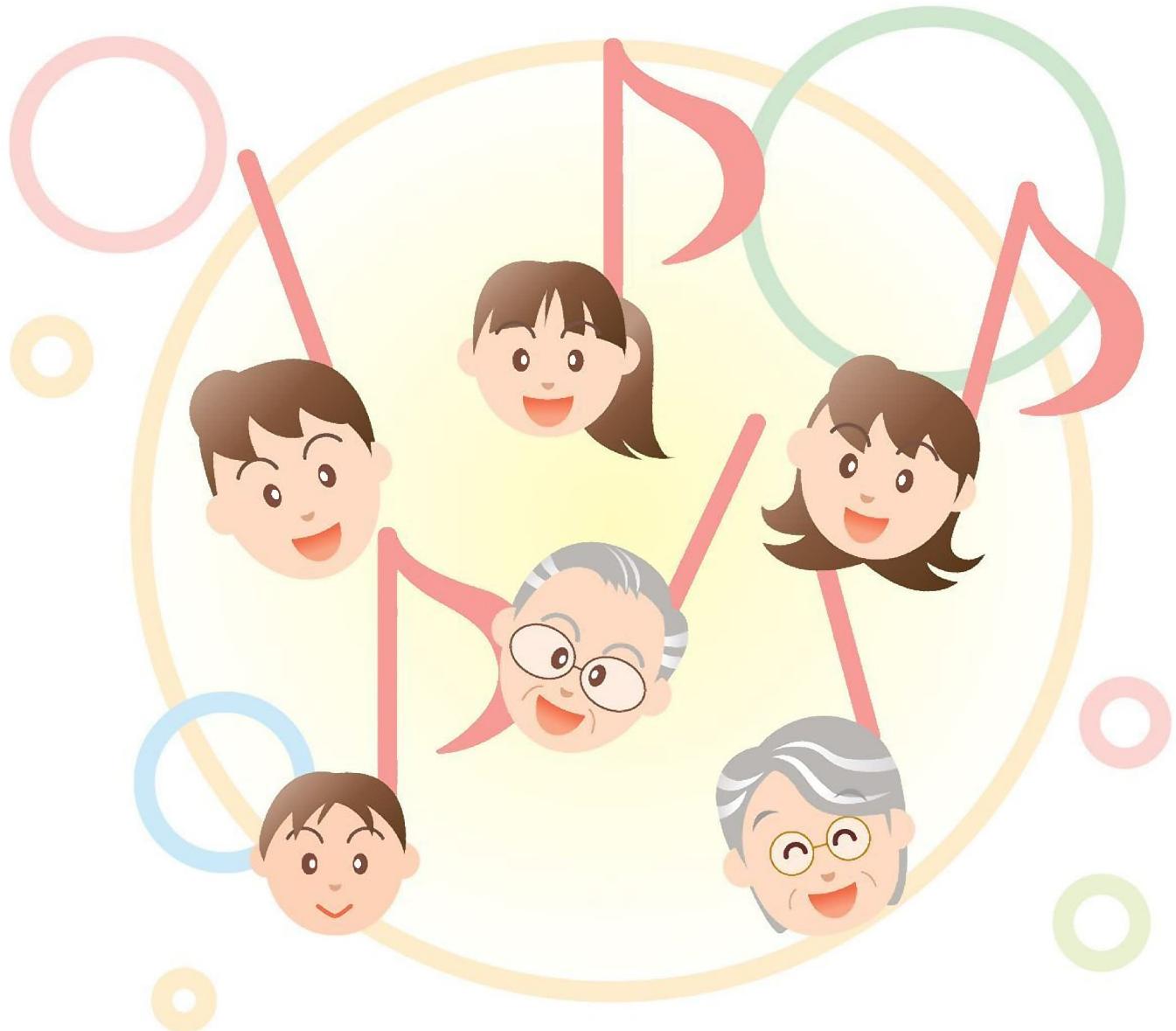


しょうがくせい

小学生のみなさんへ



「子どもの権利条約」を学び、学校でも、自分や友だちやみんなが、
たの
楽しくすごせるようにするために、どうすればよいか、みんなで
かんが
いっしょに考えてみましょう！！



発行日：令和5年4月（初版 平成24年4月）

発 行：芦屋市こども福祉部こども家庭室こども政策課

TEL 0797-38-2045